5．短期アイドルモードとは、コンピュータがアイドル状態に達しており、画面はオン状態で、長期アイドルは開始していないモードをいう。

各動作モードにおける消費電力の測定方法については、「国際エネルギースタープログラム制度運用細則（平成26年７月施行）　別表２－１」による。

6　判断の基準①イのオフモード消費電力については、出荷時にイーサネットを介したネットワークからの要求に応じて、コンピュータをスリープモード又はオフモードから復帰させる機能（以下「ウェイクオンラン（ＷＯＬ）」という。）が有効にされている場合は許容値として0.4Wを加算した1.4Wを適合判断に用いるものとする。

また、最大アイドルモード消費電力の算定方法は、次式による。

最大アイドルモード消費電力（W）＝24.0＋（Ｎ－１）×8.0＋P_{EEE}

Ｎ　：ＨＤＤ（ハードディスクドライブ）又はＳＳＤ（半導体ドライブ）の搭載数

P_{EEE}　：ＩＥＥＥ802.3az準拠型（節電型イーサネット）ギガビットイーサネットポートごとに適用する許容値0.2W／ギガビット

7　デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ、ノートブックコンピュータ及びシンクライアントに係る標準年間消費電力量の算定方法、デスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータに係る最大年間消費電力量の算定方法は、以下の式による。

ア．標準年間消費電力量

$E = (8{,}760 / 1{,}000) \times (P_{OFF} \times T_{OFF} + P_{SL} \times T_{SL} + P_{LI} \times T_{LI} + P_{SI} \times T_{SI})$

Ｅ　：標準年間消費電力量（単位：kWh／年）

P_{OFF}　：オフモード消費電力（単位：W）

P_{SL}　：スリープモード消費電力（単位：W）

P_{LI}　：長期アイドルモード消費電力（単位：W）

P_{SI}　：短期アイドルモード消費電力（単位：W）

T_X　：表３－１及び表３－２に規定する年間の時間割合（単位：％）

スリープモードに替わり、代替低電力モード（10W以下の場合に限る。）を用いるデスクトップコンピュータ、一体型デスクトップコンピュータ及びノートブックコンピュータ並びに独立したシステムのスリープモードを持たないシンクライアントについては、上記算定式において、スリープモード消費電力（P_{SL}）の代わりに長期アイドルモード消費電力（P_{LI}）を使用することができる。

イ．最大年間消費電力量

$E_{MAX} = (1 + A) \times (TEC_{BASE} + TEC_{MEM} + TEC_{GR} + TEC_{ST} + TEC_{DIS} + TEC_{SW} + TEC_{EEE})$

E_{MAX}　：最大年間消費電力量（単位：kWh／年）

Ａ　：表３－３に規定する効率を満たす電源装置に付与される許容値

TEC_{BASE}　：表３－４に規定する基本許容値（単位：kWh）

TEC_{MEM}　：表３－５に規定するシステム搭載メモリの追加許容値（単位：kWh／ギガバイト）

TEC_{GR}　：表３－５に規定する独立型グラフィックス許容値（単位：kWh）

TEC_{ST}　：表３－５に規定する内部記憶装置（ストレージ）の追加許容値（単位：kWh）

TEC_{DIS}　：表３－５に規定する性能強化ディスプレイの追加許容値（単位：kWh）

TEC_{SW}　：表３－５に規定する切替可能グラフィックスの追加許容値（単位：kWh）

TEC_{EEE}　：表３－５に規定するＩＥＥＥ802.3az準拠型（節電型イーサネット）ギガビットイーサネットポートごとに適用する追加許容値（単位：kWh／ギガビット）

8　ワークステーションに係る加重消費電力及び最大加重消費電力の算定方法は、以下の式による。

ア．加重消費電力

加重消費電力（W）＝$0.35 \times P_{OFF} + 0.10 \times P_{SL} + 0.15 \times P_{LI} + 0.40 \times P_{SI}$

P_{OFF}　：オフモード消費電力（単位：W）

P_{SL}　：スリープモード消費電力（単位：W）

P_{LI}　：長期アイドルモード消費電力（単位：W）

P_{SI}　：短期アイドルモード消費電力（単位：W）

イ．最大加重消費電力

最大加重消費電力（W）＝$0.28 \times (P_{MAX} + N_{HDD} \times 5) + 8.76 \times P_{EEE} \times 0.65$

P_{MAX}　：最大消費電力測定値（単位：W）

N_{HDD}　：ＨＤＤ（ハードディスクドライブ）又はＳＳＤ（半導体ドライブ）の搭載数

P_{EEE}　：ＩＥＥＥ802.3az準拠型（節電型イーサネット）ギガビットイーサネットポートごとに適用する許容値0.2W／ギガビット

9　シンクライアントに係る最大年間消費電力量の算定方法は、次式による。

$E_{TMAX} = TEC_{BASE} + TEC_{GR} + TEC_{WOL} + TEC_{DIS} + TEC_{EEE}$

E_{TMAX}　：最大年間消費電力量（単位：kWh／年）

TEC_{BASE}　：基本許容値60W

TEC_{GR}　：独立型グラフィックス許容値36W

TEC_{WOL}　：ウェイクオンラン（ＷＯＬ）許容値２W

TEC_{DIS}　：表３－５に規定する一体型デスクトップコンピュータに対する一体型ディスプレイ許容値（単位：kWh）

TEC_{EEE}　：表３－５に規定するＩＥＥＥ802.3az準拠型（節電型イーサネット）ギガビットイーサネットポートごとに適用する追加許容値（単位：kWh／ギガビット）

ただし、TEC_{GR}、TEC_{WOL}、TEC_{DIS}及びTEC_{EEE}の許容値の加算については、出荷時に初期設定で有効にされている場合に限る。

10　特定の化学物質とは、鉛及びその化合物、水銀及びその化合物、カドミウム及びその化合物、六価クロム化合物、ポリブロモビフェニル並びにポリブロモジフェニルエーテルをいう。

11　判断の基準③については、パーソナルコンピュータに適用することとし、特定の化学物質の含有率基準値は、ＪＩＳ　Ｃ　0950：2008（電気・電子機器の特定の化学物質の含有表示方法）の附属書Ａの表Ａ．１（特定の化学物質、化学物質記号、算出対象物質及び含有率基準値）に定める基準値とし、基準値を超える含有が許容される項目については、上記ＪＩＳの付属書Ｂに準ずるものとする。なお、その他付属品等の扱いについてはＪＩＳ　Ｃ　0950：2008に準ずるものとする。

12　「一般行政事務用ノートパソコン」とは、クライアント型電子計算機のうち電池駆動型のものであって、通常の行政事務の用に供するもの（携帯を行う場合や一般行政事務以外の用途に使用されるものは除く。）をいう。

13　「搭載機器・機能の簡素化」とは、次の要件を満たすことをいう。なお、赤外線通信ポート、シリアルポート、パラレルポート、ＰＣカード、Ｓ－ビデオ端子等のインターフェイスは、装備されていないことが望ましい。

ア．内蔵モデム、ＣＤ／ＤＶＤ、ＢＤ等は、標準搭載されていないこととし、調達時に選択又は外部接続可能であること。

イ．周辺機器を接続するためのＵＳＢインターフェイスを複数備えていること。